

平成31年2月25日

ガス託送供給約款の認可申請に係る 査定方針について

関東経済産業局長から、株式会社エナキス（法人番号4100001010083）による託送供給約款の認可申請に関する、ガス事業法第177条第1項第7号の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、別紙のとおり、査定方針をとりまとめました。これをもって、本日、委員会の意見として回答しました。

(別 紙)

官 印 省 略
20190221 関 東 第 52 号
平 成 3 1 年 2 月 2 5 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款の認可について (回答)

平成30年12月27日付け 20181129 関東第 45 号により、ガス事業法第177条の規定に基づき、貴職から当委員会に意見を求められた件については、審査の結果、別添のとおり回答します。

別添

託送供給約款認可申請に係る査定方針

平成31年2月

電力・ガス取引監視等委員会

～はじめに～

－審査の経緯－

- (1) 平成30年11月29日付けで、株式会社エナキス(以下、「ガス会社」という。)から関東経済産業局長に対し、ガス事業法第48条第1項本文の規定に基づき、託送供給約款認可申請(以下、「認可申請」という。)が行われ、平成30年12月27日付けで関東経済産業局長より電力・ガス取引監視等委員会(以下、「委員会」という。)へ申請内容について意見聴取が行われた。
- (2) 委員会においては、ガス事業法、「ガス事業託送供給約款料金算定規則」(以下、「算定規則」という。)及び「一般ガス導管事業託送供給約款料金審査要領」(以下、「審査要領」という。)に基づき審査を行った。
- (3) 審査に当たっては、ガス会社から事前に提出を受けた資料を含む証拠書類等を確認し、必要に応じてガス会社に対し資料の追加提出を要請した。
- (4) こうした審査に基づき、以下のとおり関東経済産業局長から意見聴取のあったガス会社にかかる査定方針を策定した。

【申請の概要】

託送料金原価の内訳(3年平均)

(単位:千円)

労務費	修繕費	租税課金	固定資産 除却費	減価償却 費	バイオガ ス調達費	需 要 調 査・開 拓 費	その他経 費	事業者間 精算費	営業外費 用	法人税等	事業報酬	控除項目	託送総原 価
614	-	514	-	-	-	-	6,993	27,851	-	31	130	-	36,133

～基本的な審査の方針～

ガス事業法第48条第1項本文の規定に基づき、平成30年11月に認可申請がなされた託送供給約款について、算定規則や審査要領等の法令関連規定に照らし、申請された料金が「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等の同法第48条第4項の規定の要件に合致したものであるかを審査する必要がある。

<査定結果>

-労務費-

要員毎の託送に係る労務時間に基づく算定方法により、労務費全般の算定を見直したこと等により、託送料金原価を減額する。

計 43千円 託送料金原価から減額する(3年平均)

-公租公課-

1. 事業税について、査定後の総原価により再計算した額とする。
2. 法人税について、算定の誤りに係るものは、託送料金原価から減額する。

計 27千円 託送料金原価から減額する(3年平均)

-その他経費-

消耗品費(ガスメーター)について、算定の誤りから過大計上となっていたものは、託送原価から減額する。

計 18千円 託送料金原価から減額する(3年平均)